

# 適正取引の推進に向けた自主行動計画

2021年 5月26日 策定

2021年 9月24日 改定

2022年 3月22日 改定

2022年 9月22日 改定

2023年 9月26日 改定

2024年 6月28日 改定

2026年 3月27日 改定

一般社団法人 日本伸銅協会

■ 本計画では、各種法令等の名称は以下の通り略す。

- ・「振興法」 : 受託中小企業振興法
- ・「取適法」 : 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（略称：中小受託取引適正化法）
- ・「運用基準」 : 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準
- ・「振興基準」 : 受託中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準
- ・「ガイドライン」 : 金属産業取引適正化ガイドライン（金属産業における受託適正取引等のためのガイドライン）
- ・「労務費の指針」 : 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針
- ・「独禁法」 : 独占禁止法

伸銅業界は、輸送機械、家電・通信機器、産業機械、住宅設備など、幅広い需要分野に多種多様な製品を供給し、産業や人々の日常生活に不可欠な素材を供給している。日本伸銅協会の会員企業は、各社において売買双方向の多数の企業と取引関係を築き、取引の双方が協力してサプライチェーン全体の取引条件を健全化して行くことが不可欠であると認識しており、これまで適正な取引に取り組んできた。

伸銅品の取引のほとんどは企業間取引で、製造する会員企業は中小企業から大企業まで多岐にわたっており、仕入れや販売先の規模や業種も様々で、取引上の立場も同様に様々である。

1986年、1996年、1998年には、特異な需給構造や競争状態を持ち、本来あるべき姿とは異なる価格決定の習慣が大多数を占める品種に於いて、業界をあげて改善してきた。その契約の特殊性は、

- ・ 価格は都度決定され、契約書又は注文書に基づかない
- ・ 発注時に価格又は価格と数量が決まり、後日明細（注文書）が届く

との形態で、この比率が1996年時点で約8割を占めていたが、現在は改善されている。

また同種金属を用いる他業界では、相場商品の不利益を被った例もあり、当業界でも2012年度に調査を行った経験もある。これらについて現在問題はないが、再発ないし同様の問題が発生する可能性が無いとは言い切れない。

経済産業省は、2016年9月に「未来志向型の取引慣行に向けて」を公表し、2020年には「知財・ノウハウの保護」と「働き方改革に伴うしわ寄せ防止」を重点課題に追加した。また2017年2月にガイドラインを策定し、2019年4月、2021年8月及び2022年8月、2023年7月、2024年6月、2026年1月に改定を行っている。

官邸の中小企業等の活力向上に関するワーキンググループも2023年4月5日に自主行動計画の改定・徹底について依頼発信している。

更に振興法、振興基準において、「自主行動計画を策定していない業界団体等は策定に努めるものとする」との努力義務が示されたことを受け、一般社団法人日本伸銅協会（以下、日本伸銅協会）は、ガイドライン及び振興基準等の内容を踏まえ、伸銅業界における「適正取引の推進に向けた自主行動計画」を取りまとめた。今回の改定は、2026年1月のガイドライン改定を受けて行ったものである。

日本伸銅協会は、会員企業における取引適正化の取組みを支援するために、本計画に基づき以下の行動を行うこととする。

## 1. 「未来志向型の取引慣行に向けて」の重点課題への取り組み

経済産業省の「未来志向型の取引慣行に向けて」では、公正な取引環境の実現、委託事業者・中小受託事業者双方の「適正取引」や「付加価値向上」につながる望ましい取引慣行等の普及・定着、サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善や賃上げできる環境の整備を基本方針として、「価格決定方法の適正化」、「コスト負担の適正化」、「支払条件の改善」、「知財・ノウハウの保護」、「働き方改革に伴うしわ寄せ防止」を重点課題として取り上げている。会員企業は、取適法及び運用基準、ガイドライン、振興法、振興基準等を踏まえるとともに、以下の5つの重点課題に該当するものについては特に留意の上、取引適正化に努めるものとする。

また委託事業者は、中小受託事業者が取引条件について申し出をしやすい環境の整備につとめ、中小受託事業者から価格交渉等の定期的な協議の申し出があった場合には、これに応じるものとする。

### 1.1 価格決定方法の適正化

取引先との価格決定にあたっては、取適法及び運用基準、ガイドライン、振興法、振興基準、政府の実施する価格交渉促進月間等を踏まえ、取引数量、納期、品

質等の条件や労務費・原材料費・エネルギー価格等の変動等を考慮し、取引先との協議に遅滞なく応じることとする。

この際労務費の協議においては、会員各社及び協力企業は「労務費の指針」に掲げられている「事業者が採るべき行動／求められる行動」を適切にとった上で、取引対価を決定することとする。その際、「労務費の指針」別添「価格交渉の申込み様式」の活用も併せ、労務費の上昇分を適切に転嫁できるよう協議することとする。

また取引先の自主的な販売活動に関し、販売価格の決定などに関与しない。

## 1.2 コスト負担の適正化

取引先との費用負担の決定にあたっては、取適法及び運用基準、ガイドライン、振興法、振興基準等を踏まえ、負担の適正化に努める。

上位の取引先との条件に関わらず、自社と発注先との間で適正化に努める。その際には標準納期よりも短納期で生じるコストや、内示と実際の注文量の差によって生じるコスト、環境対応コストにも留意する。原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合にも、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すこととする。

トラック運送業界に対しては適正な運賃水準となるよう配慮し、本自主行動計画とは別に適正化の活動を規定する。

## 1.3 支払条件の改善

取引価格のみならず、支払方法及び支払手段も取引先の事業活動に大きな影響を与えることを認識し、支払方法及び支払手段については、取適法及び運用基準、ガイドライン、振興法、振興基準等を踏まえ、取引先と十分に協議し、取引先の資金繰りに配慮したものに改善して行く。契約期間が長期でかつ金額が大きい場合の取引には十分な配慮を行う。

特に2026年1月の約束手形の利用の廃止を厳守し、理事会等において、主要な会員企業の経営陣に直接確認することにより、会員企業における支払の現金払化を確認する。

これら支払い条件の改善事項は、取適法に関わらずすべての取引に於いて改善に努める。

## 1.4 知財・ノウハウの保護

知的財産取引の適正化について「令和3年3月31日付け20210319中庁第6号」

に基づき取引を行うものとする。知的財産権やノウハウの取扱いは書面化に努めるとともに、取引で知り得た中小受託事業者の知的財産権やノウハウの取扱いに関しては、中小受託事業者に不利益とならないように十分配慮する。

#### 1.5 働き方改革に伴うしわ寄せ防止

会員企業は自らの取引上の要求及び行動が、取引先の「働き方改革」を推進する上での阻害とならないように十分に配慮する。

やむを得ず納期面での変更や、急な仕様変更等を行う場合は、取引相手と十分に打ち合わせを行うよう努める。

また取引先が働き方改革に取り組むことができるように配慮することに努める。

## 2. ガイドラインへの取り組み

日本伸銅協会は、受託取引適正化の推進のため、会員企業が取適法の適用対象となる取引を行う場合には、取適法及び運用基準、通達、ガイドライン、振興法、振興基準等を踏まえ、2.1～2.4項に留意しながら適正な取引を実現するよう勧めることとする。

なお、ガイドラインにもあるように、取適法の適用対象とならない取引を行う場合であっても、取引上優越した地位にある事業者が取引の相手方に不当に不利益を与えるときには、「優越的地位の濫用」として独占禁止法上、又はその他関連法令上の問題が生じる可能性があることに、会員企業は留意する。

### 2.1 ガイドラインの周知

会員企業は委託事業者及び中小受託事業者の双方の立場として、経済活動に関わっており、運用基準及び振興基準等に基づき適正取引が行われるように、ガイドラインの周知を継続的に行う。

- ① 日本伸銅協会は、ガイドライン及び源流となる各法規制の改定を都度キャッチアップし、会員企業への周知に努める。
- ② 会員企業は、適正取引の推進のため、調達部門を中心に取引に係る全ての社内関係者に対して、ガイドラインの周知に努める。

### 2.2 委託事業者の義務

委託事業者は、取適法により以下の義務が課せられている。

素材取引では、製品形態の特性上受入検査が困難な場合や省略が可能なケースも

あるが、会員企業はどのような場合でも取適法第4条に準じ、発注書面等又は受注書面等に相応の記載が必要であることを認識する。

発注する立場では、発注書面等の記載をガイドライン及び取適法第4条に準拠させるとともに、受注する場合も同様の確認を行い、不備があれば発注者に修正依頼を行う。

製造委託等を行う事業者が取適法第2条第8項各号に示す資本金基準および従業員基準を確認し、取適法対象会社の確認を行う。

- ① 発注内容等の明示（必要記載事項有。電磁的方法の場合でも要求に応じ書面を交付）
- ② 支払期日および支払方法を定める
- ③ 書類等の作成・保存
- ④ 遅延利息の支払い
- ⑤ 非合理的な検査とならないよう事前の基準化

### 2.3 委託事業者の禁止事項

委託事業者は、取適法により以下の行為が禁止されている。

- ① 受領拒否
- ② 製造委託等代金の支払遅延
- ③ 製造委託等代金の減額
- ④ 不当返品
- ⑤ 買ったたき
- ⑥ 購入・利用強制
- ⑦ 報復措置
- ⑧ 有償支給原材料等の対価の早期決済
- ⑨ 不当な経済上の利益の提供要請
- ⑩ 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し
- ⑪ 協議を適切に行わない一方的な対価の決定（取適法第5条第2項第4号）

中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において、中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず、又は当該協議において中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代

金の額を決定すること。

## 2.4 製造委託等代金の支払い手段

会員企業は委託事業者及び中小受託事業者の双方の立場において、運用基準及び振興基準等に基づき、取引相手先企業と十分に協議し、適切な支払期日又は回収期日であることを認識する。発注する立場では、支払期日が経済産業省のガイドライン及び取適法に準拠していることを確認するとともに、受注する場合も同様の確認を行い、不備が有れば発注者に修正依頼を行う。

### ① 支払い手段の基本的考え方

委託事業者は、製造委託等代金の支払いについてはできる限り現金で行う。また、電子債権やファクタリング等で製造委託等代金を支払う場合、それらの現金化にかかる割引料等のコストについて、中小受託事業者の負担となることがないよう、これを勘案して製造委託等代金の額を十分協議して決定すること。当該協議を行う際、委託事業者と中小受託事業者の双方が、電子債権やファクタリング等の現金化にかかる割引料等のコストについて具体的に検討できるよう、委託事業者は、支払期日に現金により支払う場合の製造委託等代金の額、支払期日に電子債権やファクタリング等により支払う場合の製造委託等代金の額及びそれらの現金化にかかる割引料等のコストを示すよう努める。

### ② 電子債権やファクタリングで支払う場合の留意点

委託事業者は中小受託事業者に対し2026年1月1日より製造委託等代金を手形で支払う事が禁止された。従って手形の交付を行わない。

また会員各社は、協力企業に対し代金を電子記録債権等の一括決済方式で支払う場合、委託事業者の受領日から60日以内において定める支払期日までに、中小受託事業者が代金の額を満額取得できるようにするものとする。満期が条件を満たしていても、記録手数料等を中小受託事業者に負担させることで、支払期日までに中小受託事業者が製造委託等代金満額と引き換えることが出来ない場合は、これを禁止する。

### ③ 現金払や電子的決済手段への移行

委託事業者は中小受託事業者と協議の上、相互の業界の特性や実態を踏まえ、約束手形から現金払いや電子的決済手段（電子記録債権など）への移行による支払時期のずれに起因する金額の調整は、委託事業者及び中小受託事業者が十分に協議して決定するものとする。

また、約束手形の廃止は受託取引以外にも展開する事を推進するものとする。

### 3. 電子取引への対応

業務効率化のための電子媒体を用いた受発注や決済などの導入には、十分なセキュリティ対策を講じたうえで、取引相手の振興に協力するとともに、委託事業者は中小受託事業者の要請に応じ、これら取組みの振興に協力する。

また、受注側の立場でも同様な推進に取り組む。

### 4. 自然現象による災害等（天災等）への対応

#### 4.1 天災等への備えに係る留意点

天災等の緊急事態の発生に伴い、サプライチェーンが寸断されることのないよう、取引先と連携して事業継続計画（BCP）の策定や事業継続マネジメント（BCM）の実施に努める。

#### 4.2 天災等が発生した場合に係る留意点

天災等が発生した場合、取引先の被害状況を確認しつつ、取引先に一方的な負担を強いることがないように十分に留意する。

また、影響を受けた取引先が事業活動を維持し又は再開する場合には、できる限りその復旧を支援するとともに、従来の取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うよう配慮する。

### 5. パートナーシップ構築宣言への対応

会員企業におけるパートナーシップ構築宣言の実施を推進するため、会員企業の代表者には理事会にて、また会員企業の幹部には企画運営委員会にて要請を行うなど尽力する。

### 6. 定期的なフォローアップ

日本伸銅協会は、会員企業による自主行動計画の実施状況を、アンケート調査等により定期的にフォローアップする。また、実施状況の評価にて必要が発生した場合、自主行動計画の見直しを行い、会員企業の適正取引推進を支援する。

尚、順守の不徹底や、取組みが不十分などの事項が確認された場合は、本計画とは

別に徹底プランを作成し、日本伸銅協会所属各社において代表者以下、調達部門を中心に社内一丸となり、事項の徹底に取り組むこととする。

以上